



# 令和5年度「障害者職業生活相談員資格認定講習」のご案内



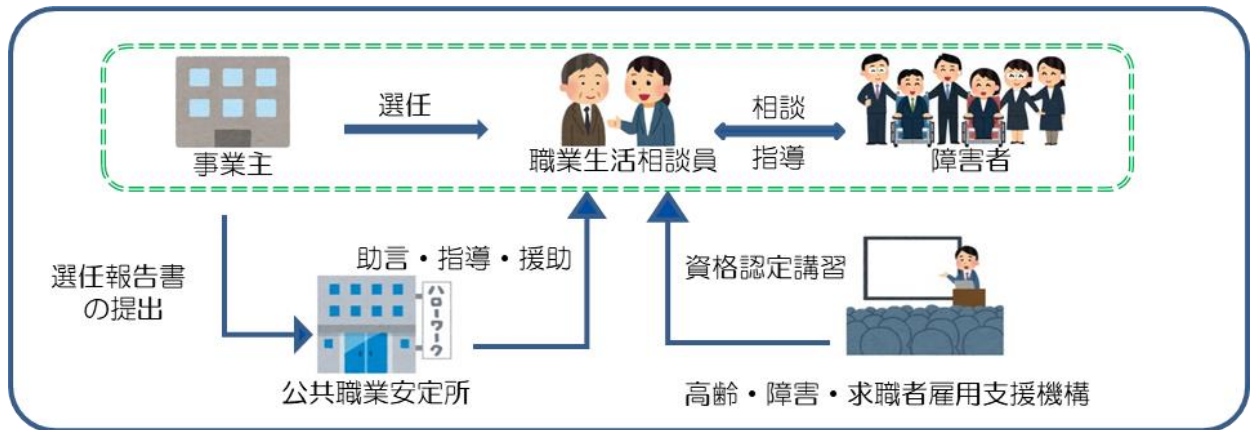
「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、**障害者を5人以上雇用する事業所**には、障害者の職業生活全般において相談、指導を行うために**障害者職業生活相談員**（以下「相談員」という。）を**選任し、所轄の公共職業安定所に届けること**が義務付けられております。（障害者の雇用の促進等に関する法律第79条）（なお、資格要件等につきましては、別紙＜参考＞をご覧ください。）

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構青森支部では、令和5年度障害者職業生活相談員資格認定講習を集合形式及びオンライン形式で、次のとおり開催することといたしましたので、ご案内いたします。

		集合講習	オンライン講習（一部集合）
1. 日程	1日目 2日目 3日目	令和5年8月24日（木）、 令和5年8月25日（金）の2日間 両日とも9：20～16：50	令和5年8月24日（木）9：00～16：50 令和5年8月25日（金）9：00～14：50 令和5年8月30日（水）9：30～11：50 の3日間 ※3日目は集合形式での意見交換会になります。
2. 会場		独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 青森支部 〒030-0822 青森市中央3丁目20-2 2階視聴覚室 ※オンライン講習の方は3日目のみ（別紙「受講に関する留意事項 オンライン講習版の「受講環境」もご確認ください。） ※エレベーターがございませんので、車イスをご使用の方はオンライン講習でお申込みください。	
3. 受講対象者		<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者2名以上雇用している事業所の担当で、原則として青森県内の事業所に勤務する障害者職業生活相談員に選任予定の方、又は既に選任された方。</li> <li>・申込み多数の場合は、障害者職業生活相談員に選任予定の方を優先する等の調整を行うため、受講いただけない場合もありますので、ご了承ください。また、事業所で複数名希望の場合は、受講優先順位を記入欄にご記入ください。</li> <li>・原則として選任予定の無い方は、受講の対象になりませんが、申込み状況により定員に余裕がある場合は受講可能です。既に受講済みの方は申込み出来ません。</li> <li>・障害者を5名以上雇用している青森県内の事業所で、本年度内に公共職業安定所に選任届を提出しなければならない事業所、これまでに本講習の受講歴の無い事業所などの申込みを優先します。</li> </ul> <p><b>※就労支援に係る方が、スキルアップのために受講を希望する場合は、受講対象外となります。</b></p>	
4. 申込受付期間		令和5年6月7日（水）～6月27日（火）【必着】	
5. 受講定員		30名	30名
6. 受講費用		無 料	
7. 申込方法		別紙受講申込書に必要事項を記入の上、 <b>郵送</b> もしくは <b>メール</b> にてお申込みください。 ※個人情報を含むため、できる限り、郵送の場合は <b>簡易書留等配達記録が残る方法</b> で、メールの場合は <b>パスワード付きのデータ</b> でご提出いただきますようお願いいたします。（受講申込書は、当機構青森支部のホームページからもダウンロードが可能です。） ※定員等により受講できなかった場合、申込書は返送いたしませんので、あらかじめご了承ください。	
8. 申込あて先		①郵送先：〒030-0822 青森市中央3-20-2 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 青森支部 高齢・障害者業務課（認定講習担当者）あて ②メールアドレス：aomori-kosyo@jeed.go.jp	
9. 受講決定		①定員を超える申し込みがあった場合など、受講をお断りする等ご希望に添えないことがございますので、予めご了承ください。 ②受講可否と講習日程等については、8月上旬までに文書にてお知らせいたします。	
10. その他		講習カリキュラムを全て修了された方には、『修了証書』を交付します。	



## 障害者職業生活相談員のしくみ



## 障害者職業生活相談員の職務

次の内容について障害者から相談を受けたり、障害者を指導したりすることが職務です。

- ① 適職の選定、職業能力の開発向上等職務内容について
- ② 障害に応じた施設設備の改善等作業環境の整備について
- ③ 労働条件、職場の人間関係等職場生活について
- ④ 余暇活動について
- ⑤ その他職場適応の向上について

※ 厚生労働省令で定める資格要件（別紙参考をご参照ください）を満たし、かつ、公共職業安定所（ハローワーク）に選任の届出をすることが必要です。

障害者職業生活相談員の選任要件、選任手続き等についてご不明な点は、最寄りのハローワークへお問い合わせください。

## 障害者職業生活相談員資格認定講習内容

★障害者職業生活相談員については、こちらから→



【講習内容】①～⑭は講義が中心です。

① 総論（障害者雇用の理念）	⑩ 労務管理
② 障害者の雇用の現状と課題	⑪ 人間関係管理と生活指導
③ 関係行政機関と障害者対策	⑫ カウンセリング
④ 障害者職業生活相談員	⑬ 職場適応の向上
⑤ 障害者の心理、特性	⑭ 障害別にみた雇用の実際
⑥ 医学的立場からみた障害者の雇用	⑮ 事業所見学
⑦ 採用、配置	支援機関見学
⑧ 適職の選定、能力の開発、教育訓練	意見交換会
⑨ 施設・設備の改善、作業環境の整備	

## ◆申込み先、問合せ先

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 青森支部 高齢・障害者業務課 担当：竹内  
 〒030-0822 青森市中央3丁目20-2 TEL：017-721-2125 FAX：017-721-2127  
 E-mail：aomori-kosyo@jeed.go.jp

## 参 考

### 【障害者の雇用の促進等に関する法律】（抜粋）

（障害者職業生活相談員）



#### 第七十九条

2 事業主は、厚生労働省令で定める数以上の障害者である労働者を雇用する事業所においては、その雇用する労働者であって、資格認定講習を修了したもその他厚生労働省令で定める資格を有するものの中から、厚生労働省令で定めるところにより、障害者職業生活相談員を選任し、その者に当該事業所に雇用

されている障害者である労働者の職業生活に関する相談及び指導を行わせなければならない。

3 厚生労働大臣は、資格認定講習に関する業務の全部又は一部を、第四十九条第一項第九号に掲げる業務として機構に行わせることができる。（障害者である短時間労働者の待遇に関する措置）

#### 【同法 施行規則】

（法第七十九条第一項及び第二項の厚生労働省令で定める数等）

**第三十八条** 法第七十九条第一項及び第二項の厚生労働省令で定める数は、五人とする。

2 法第七十九条第一項の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 第一条の四第一号に掲げる者

二 法第十三条第一項の適応訓練を修了し、当該適応訓練を委託された事業主に雇用されている者。

（法第七十九条第一項及び第二項の厚生労働省令で定める資格）

**第三十九条** 法第七十九条第一項の厚生労働省令で定める資格を有する職員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による職業能力開発総合大学校の指導員訓練（職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（平成十六年厚生労働省令第四十五号）による改正前の職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）による職業能力開発総合大学校の長期課程の指導員訓練（福祉工学科に係るものに限る。）に限る。）を修了した者又はこれに準ずる者として

厚生労働大臣が定める者

二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）若しくは高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。）を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校の指導員訓練（職業能力開発促進法施行規則及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和二年厚生労働省令第六十一号）による改正前の長期養成課程の指導員養成訓練（職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（平成二十五年厚生労働省令第六十一号）による改正前の職業能力開発促進法施行規則による職業能力開発総合大学校の長期課程の指導員訓練を含み、前号に規定する指導員訓練を除く。）又は高度養成課程の指導員養成訓練に限る。）、特定専門課程若しくは特定応用課程の高度職業訓練（職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第六十号）による改正前の職業能力開発促進法施行規則による職業能力開発総合大学校の専門課程及び応用課程の高度職業訓練を含む。）、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校の専門課程の高度職業訓練若しくは職業能力開発大学校の応用課程の高度職業訓練を修了した者若しくはこれらに準ずる者として厚生労働大臣が定める者で、その後一年以上、障害者である職員又は労働者の職業生活に関する相談及び指導についての実務に従事した経験を有するもの

三 学校教育法による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を含む。）又は中等教育学校を卒業した者（学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第二百五十条に規定する者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）で、その後二年以上、障害者である職員又は労働者の職業生活に関する相談及び指導についての実務に従事した経験を有するもの



四 前三号に掲げる者以外の者で、三年以上、障害者である職員又は労働者の職業生活に関する相談及び指導についての実務に従事した経験を有するもの

五 前各号に掲げる者に準ずる者

2 前項の規定は、法第七十九条第二項の厚生労働省で定める資格を有する労働者について準用する。

(障害者職業生活相談員の選任)

**第四十条** 法第七十九条第一項及び第二項の規定による障害者職業生活相談員の選任は、障害者職業生活相談員を選任すべき事由が発生した日から三月以内に行わなければならない。

2 国及び地方公共団体の任命権者並びに事業主は、障害者職業生活相談員を選任したときは、遅滞なく、次の事項を記載した届書を、次項に定める者に提出するものとする。

一 障害者職業生活相談員の氏名

二 障害者職業生活相談員として選任するために必要な資格を有することを明らかにする事実

三 当該事業所の職員又は労働者の総数及び当該職員又は労働者のうちの法第七十九条第一項に規定する障害者(次条及び第四十二条第一項において「障害者」という。)の数

3 前項の届出は、次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める者に提出するものとする。

一 国及び都道府県の任命権者 厚生労働大臣

二 市町村及び第四条の十二に規定する特別地方公共団体(第四十六条第一項において「市町村等」という。)の任命権者 当該事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長

三 事業主 当該事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長

(法第八十一条第一項の厚生労働省令で定める場合)



## ◆ 厚生労働省で定める資格要件 ◆

\* 2～6に該当する方については講習を受講する必要はありませんが、受講しても差し支えありません。

「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則」より

1	「障害者職業生活相談員資格認定講習」を修了した方
2	職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学の長期課程の指導員訓練(福祉工学科に係るものに限る)を修了した者又はこれに準じる者として厚生労働大臣が定める者
3	学校教育法による大学もしくは高等専門学校を卒業した者又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学の長期課程の指導員訓練(福祉工学科に係るものを除く)、職業能力開発大学校もしくは職業能力開発短期大学校の応用課程の高度職業訓練の修了者もしくはこれらに準じる者として厚生労働大臣が定める者で、その後1年以上障害者の職業生活に関する相談及び指導の実務経験を有する者
4	学校教育法による高等学校(旧中学校令による中等学校を含む)または中等教育学校を卒業した者(学校教育法施行規則第150条に規定する者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む)で、その後2年以上障害者の職業生活に関する相談及び指導の実務経験を有する者
5	その他の者で、3年以上障害者の職業生活に関する相談及び指導の実務経験を有する者
6	上記に掲げる者に準ずる者(※)

(※)「上記に掲げる者に準ずる者」とは、職場適応援助者養成研修修了者又は「個別的なサポートを行う支援者を必要とする障害者」を支援する者に対する研修(国の機関の職員に対する障害者の職場適応支援者養成事業)修了者を指します。

